

奈労発総 0411 第 1 号
令和 6 年 4 月 11 日

各団体・機関の長 殿

奈良労働局長

「労働保険年度更新手続き」に係る広報紙(誌)への
掲載について(協力依頼)

平素は、労働保険関係業務の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険は労災保険と雇用保険の総称ですが、労災保険は労働者が業務上の事由又は通勤が原因で負傷した場合等に必要な保険給付を行う制度であり、雇用保険は労働者が失業した場合等に労働者の生活や雇用の安定を図るための給付を行う制度です。

そして、労働保険の保険料は、毎年、4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として算定し、事業主は保険料の申告・納付の手続きを6月1日から7月10日までの間に行っていただく(これを「労働保険の年度更新」といいます。)必要があります。

労働保険の保険料は、労災保険及び雇用保険の給付を行うための貴重な財源ですので、「労働保険の年度更新」について事業主等に広く周知を行っているところ です。

つきましては、別添のとおり広報用の原稿を作成しましたので、貴団体・機関の広報紙(誌)5月または6月発刊号に掲載していただきたく御協力をお願い申し上げます。

この件に関してのお問い合わせ先
奈良労働局 総務部 労働保険徴収室
広報担当 辻本 幸樹
奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎
TEL (0742)32-0203



別添
(5月号用)

事業主の皆様へ

労働保険年度更新のご案内

令和6年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、
6月3日(月)から7月10日(水)までとなりますので、
期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。

※令和6年4月1日付で、労災保険率などが一部改定されていますので、令和6年度概算保険料算定時にご注意下さい。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室
TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

(6月号用)

事業主の皆様へ

労働保険年度更新のご案内

令和6年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、
6月3日(月)から7月10日(水)までとなりますので、
期間中の申告・納付をお願いします。

電子申請の利用又は郵送による提出が可能です。

※令和6年4月1日付で、労災保険率などが一部改定されていますので、令和6年度概算保険料算定時ご注意ください。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

奈良労働局総務部 労働保険徴収室

TEL 0742-32-0203

または、管轄労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)